

証券コード 3032

2023年6月14日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
株式会社 ゴルフ・ドウ
代表取締役社長 佐 久 間 功

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、どちらかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.golfdo.co.jp/ir/meeting/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第36期 定時株主総会」を選択して、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/3032/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、スマートフォンをご利用いただいた議決権行使も可能です。

インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、本招集通知5～6頁をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番
ザ マーク グランド ホテル（旧ラフレさいたま）
4 F THE MARK ROOM（ザ・マークルーム）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査
等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
 - (3) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料 掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※ 会社法改正により、電子提供措置事項について1頁に記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ※ 本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.golfdco.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ※ 本総会は、ご出席いただいた株主様への「お土産」はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

開催場所 埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番
ザ マーク グランド ホテル (旧ラフレさいたま) 4F ザ・マークルーム

2 書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時到着分まで

3 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時まで

詳細は、
次頁を
ご参照ください。

議決権の 重複行使の 取り扱い

- 1 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

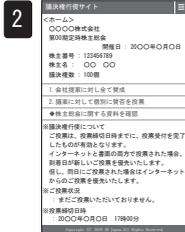
インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



QRコードを読み込み



以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコンからの場合

- 1 議決権行使ウェブサイト

<https://www.net-vote.com/>

にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載のログインID、パスワードをご入力し、「ログイン」を選択してください。



※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
 株式会社アイ・アール ジャパン
 証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）

0120-975-960（通話料無料）

〔受付時間〕午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

事業報告

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行することに伴い、急ピッチで正常化への歩みを進めております。また、物価の高騰により個人消費は不安定な状況が続いており、今後も舵取りの難しい局面が予想されます。海外においては、日本に先んじてコロナ禍からの脱却が進むものの、日本とは対照的にインフレの抑制を目的とした利上げ策によって金利は高止まりが続き、金融不安や途上国における債務問題が生じております。

リユース市場においては、中心となる商材が循環型社会やサステナビリティといった時流に即していることに加え、物価の上昇に伴った価格の優位性や円安を背景とした海外輸出の増加などにより、市場の拡大傾向が続いております。また、高級ブランドや製造小売業の参入が目立ってきており、アップサイクルなど付加価値を高めて差別化や顧客満足度の向上を図っているものも少なくありません。

ゴルフ用品市場においては、コロナ禍において火が付いたゴルフ人気により、市場はコロナ禍前と比べて高止まり傾向が続いております。しかしながら、拡大・成長のスピードは鈍化しており、今後は他レジャー市場との競争が目を追うごとに増すものと予想されます。また、新品クラブに関しては、NEWモデルに勢いが無く、値下げ品の価格上昇も手伝って、総じて厳しい状況が続きました。株式会社矢野経済研究所「Y P S ゴルフデータ」によりますと、新品クラブ及びボールなど用品類販売の年間合計（2022年4月～2023年3月）実績前年対比は、ボール、シューズが数量、金額ともに、ウッド、パター、グローブが金額の前年実績を上回っており、平均実売価が全てのカテゴリーで上回っていることから、単価上昇に支えられていることが窺えます。

ゴルフ場及び練習場においては、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によりますと、2022年4月～2023年3月の利用者数前年比は、ゴルフ場が102.4%、練習場が96.2%となりました。ゴルフ場は前半を中心

に8ヶ月が前年実績を上回り、年度合計も前年実績を上回りましたが、練習場は前年実績を上回った月が10月のみで、年度合計も前年実績を下回る対照的な結果となりました。他レジヤーの動向が影響しているものと推測されます。

このような経営環境のなか、当社グループは前連結会計年度に続いて売上高が過去最高を更新した一方で、営業利益は「ゴルフドゥ！オンラインショップ」関連の減価償却費の前倒しや、「ゴルフドゥ！」直営店の粗利益率低下により、前連結会計年度を下回りました。しかしながら、減価償却費の前倒しは成長スピードを加速させるためのものであり、また、粗利益率低下は想定以上の買取りから生まれた余剰在庫の早期処分という粗利益率の回復を図るものであり、いずれも前向きな措置となります。なお、「ゴルフドゥ！オンラインショップ」は、「EC戦略の強化」として「ゴルフドゥ！」にしかできないことの深掘りを念頭に置き、新システムへの移行に向けた抜本的な改修を粛々と進めております。4月にオープンした「ゴルフドゥ！NEXT」は、シミュレーションゴルフの活用方法に課題は残すものの、物販がけん引し業績は想定を上回って推移いたしました。利益圧迫の主な要因には光熱費と採用費の増加があげられ、光熱費はエネルギー価格の高騰で電力供給先の選択肢が狭まり、価格の見直し余地がありませんでした。採用費は「ゴルフドゥ！」直営店の人員不足解消に加え、将来的な業容拡大を見据えた積極的な採用活動によるもので、2023年度の新卒採用数は12名と4年ぶりの二桁となりました。

直営事業においては、「ゴルフドゥ！」直営店の前年実績対比で購入単価上昇、購入客数減少が一年を通して続きました。また、同店の従業員に新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触者が夏場と冬場に相次ぎ、人員調整に苦心する状況が続いた一方で、円安を背景とした海外業者の増加や「ゴルフドゥ！オンラインショップ」経由販売が業績を後押しいたしました。なお、当連結会計年度の同店売上高前年増減率は、全店ベース3.8%増、既存店ベース0.8%増となりました。

フランチャイズ事業においては、「ゴルフドゥ！」フランチャイズ店も同直営店と同様に購入単価上昇、購入客数減少の傾向が一年を通して続きました。なお、店舗を取り巻く外部環境は同直営店と大差ありませんが、在庫量の差が店頭販売の勢いの差にも表れている感がある一方で、「ゴルフドゥ！オンラインショップ」経由販売は増加傾向にあります。なお、当連結会計年度の同店売上高前年増減率は、全店ベース0.1%増、既存店ベース3.7%減となりました。

当連結会計年度における「ゴルフドゥ！」のオープンは新規が4店舗、移転が1店舗であり、2023年3月31日現在の「ゴルフドゥ！」は、直営24店舗、フランチャイズ53店舗で合計77店舗、チェーン合計の売上高前年増減率は、全店ベース1.8%増、既存店ベース1.7%減となりました。

営業販売事業においては、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに起因する米国輸入品の欠品や納期遅れに代わり、米国のインフレに伴うコスト上昇や円安によって輸入商品の価格競争力が低下したため、環境の厳しさに大きな変化はありませんでした。国内ECモールに出店する「GOLF J-WINGS」は、一年を通して在庫状況が不安定で、当連結会計年度の同店売上高、営業利益はともに前年実績を下回りました。

アパレル事業においては、当連結会計年度の売上高は前年実績を上回りましたが、営業利益は僅かに前年実績を下回りました。新型コロナウイルスの感染状況が敏感に客数に影響し、11月と12月の落ち込みが最後まで響きました。しかしながら、感染症流行など特殊なことが無ければ、安定した黒字運営ができる体制は整いました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は売上高60億58百万円（前連結会計年度比5.7%増）、営業利益84百万円（同65.4%減）、経常利益89百万円（同63.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益41百万円（同81.9%減）となりました。

当連結会計年度における事業別の業績は、次のとおりであります。

直営事業におきましては、売上高42億72百万円（前連結会計年度比4.2%増）、セグメント利益2億82百万円（同25.7%減）となりました。

フランチャイズ事業におきましては、売上高6億22百万円（前連結会計年度比21.9%増）、セグメント利益1億10百万円（同25.0%減）となりました。

営業販売事業におきましては、売上高12億25百万円（前連結会計年度比6.7%増）、セグメント損失10百万円（前連結会計年度セグメント利益37百万円）となりました。

アパレル事業におきましては、売上高52百万円（前連結会計年度比5.5%増）、セグメント利益2百万円（同1.5%減）となりました。

- (2) 設備投資の状況
当連結会計年度は、直営店舗の内外装・設備工事、社内OA機器取得、新規システム開発などにより総額2億5百万円の設備投資を行いました。
- (3) 資金調達の状況
当連結会計年度中における資金調達は、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金3億円の調達を行いました。その他増資等による資金調達はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (2019年4月～ 2020年3月)	第 34 期 (2020年4月～ 2021年3月)	第 35 期 (2021年4月～ 2022年3月)	第 36 期 (当連結会計 年度) (2022年4月～ 2023年3月)
売 上 高 (千円)	4,885,437	5,266,364	5,731,039	6,058,108
経 常 利 益 (千円)	59,948	228,435	248,513	89,660
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	38,955	138,961	227,860	41,239
1株当たり当期純利益 (円)	15.96	56.92	90.92	16.45
総 資 産 (千円)	2,494,321	3,088,603	3,362,344	3,291,202
純 資 産 (千円)	355,133	518,201	789,769	844,254
1株当たり純資産 (円)	145.40	204.26	304.12	324.87

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (2019年4月～ 2020年3月)	第 34 期 (2020年4月～ 2021年3月)	第 35 期 (2021年4月～ 2022年3月)	第 36 期 (当事業年度) (2022年4月～ 2023年3月)
売 上 高 (千円)	3,672,233	4,088,212	4,605,892	4,910,196
経 常 利 益 (千円)	21,453	210,905	224,156	120,178
当 期 純 利 益 (千円)	11,090	155,370	204,320	74,097
1株当たり当期純利益 (円)	4.54	63.64	81.53	29.56
総 資 産 (千円)	2,313,737	2,820,948	3,051,690	3,032,986
純 資 産 (千円)	283,237	457,977	689,728	753,759
1株当たり純資産 (円)	115.95	179.59	264.21	288.77

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
スクエアツウ・ジャパン株式会社	千円 10,000	100%	ゴルフ用品の小売り及び卸売り 事業
The Golf Exchange, Inc.	US\$ 400,000	100% (100%)	ゴルフ用品の小売り及び卸売り 事業

(注) 議決権比率欄の () 内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しておりません。

4. 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、リユース市場におきましては、世界的な循環社会や環境保護への関心が一層高まり、リユースへのニーズは底堅く推移し、市場は成長が続くものと推測されます。なお、SDGsを意識した取り組みが広がるにつれ、リユース市場への参入が一層増加し、今後は今までにない相手との競争も増えてくるものと予想されます。ゴルフ用品市場におきましては、コロナ禍におけるゴルフ人気を背景とした拡大・成長のスピードは鈍化傾向にあり、今後は他レジャー市場との競争が本格化することで、本来の実力が問われてくるものと思われま

す。以上のことを踏まえ当社グループにおきましては、「中期経営計画Challenge2026」の中間年度にあたり、目標として掲げる2026年3月期における売上高100億円、株式時価総額100億円、「ゴルフドゥ！」100店舗の達成に向けて加速してまいります。その中でも「EC戦略の強化」として、「ゴルフドゥ！オンラインショップ」のリニューアルを2023年秋に実施し、実店舗との2本の柱を早期に形成してまいります。また、新業態店舗である「ゴルフドゥ！NEXT」の2号店を出店し、ネットではできない実店舗の可能性を最大限に引き出して、高収益店舗の確立を目指してまいります。さらには、企業規模の拡大と企業価値の最大化を図るため、人材育成戦略としてキャリアパスプランや人事評価制度などの抜本的な見直しを行い、収益構造の改革にもつなげてまいります。

事業別の対処すべき課題は次のとおりです。

直営事業におきましては、「ゴルフドゥ！」店舗の購入客数回復を重要課題に加え、買取り強化による品揃えの拡充、商品回転率の向上による粗利益率の向上、人材育成による接客力の向上とともに取り組んでまいります。

フランチャイズ事業におきましては、「ゴルフドゥ！」100店舗体制に向けて、加盟店開発の強化に加え、柔軟かつスピーディーな出店に努めてまいります。また、コンサルティング力の底上げにも取り組み、本部機能の強化を図ってまいります。

営業販売事業におきましては、米国のインフレに伴うコスト上昇や円安で輸入商品の競争力が低下しており、商品取り扱い量の増加を図るため、調達先と卸し先の拡大に取り組んでまいります。

アパレル事業におきましては、「シューラー」の安定した収益確保を図るため、人材育成と商品回転率の向上に取り組んでまいります。

5. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
直営事業	ゴルフクラブの小売り及び買取りを行うゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」の直営店、ECサイト「ゴルフドゥ！オンラインショップ」及び「ゴルフウェアユーズド」の運営
フランチャイズ事業	ゴルフクラブの小売り及び買取りを行うゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」のフランチャイズチェーン本部の運営及び新規フランチャイズ加盟店の開発
営業販売事業	ゴルフ用品の卸売り及び国内ECモールに出店する「GOLF J-WINGS」の運営
アパレル事業	アパレルの小売りチェーン「シューララー」のフランチャイズ店運営

6. 主要な事業所及び店舗 (2023年3月31日現在)

(1) 当社

名称	所在地
本社	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
ゴルフドゥ！水戸店	茨城県水戸市笠原町1194番8
ゴルフドゥ！宇都宮鶴田店	栃木県宇都宮市鶴田町字鹿沼道北2043番1
ゴルフドゥ！大宮丸ヶ崎店	埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎995番
ゴルフドゥ！新大宮バイパス浦和店	埼玉県さいたま市桜区町谷一丁目21番1号
ゴルフドゥ！NEXTさいたま三室店	埼玉県さいたま市緑区三室1215番1
ゴルフドゥ！深谷店	埼玉県深谷市国済寺町26番6
ゴルフドゥ！草加店	埼玉県草加市北谷一丁目27番21号
ゴルフドゥ！川越店	埼玉県川越市山田1652番1
ゴルフドゥ！GLOBO蘇我店	千葉県千葉市中央区川崎町1番34号
ゴルフドゥ！柏店	千葉県柏市若柴2番1号
ゴルフドゥ！成田美郷台店	千葉県成田市美郷台一丁目19番地1
ゴルフドゥ！環七練馬店	東京都練馬区豊玉南二丁目16番3の2
ゴルフドゥ！花小金井店	東京都小平市花小金井三丁目18番2号
ゴルフドゥ！武蔵村山店	東京都武蔵村山市三ツ藤二丁目3番
ゴルフドゥ！多摩ニュータウン店	東京都八王子市松木33番13
ゴルフドゥ！横浜町田インター店	東京都町田市鶴間一丁目1番地38
ゴルフドゥ！厚木店	神奈川県厚木市林五丁目7番2号

名 称	所 在 地
ゴルフドゥ！イオンタウン加古川店	兵庫県加古川市東神吉町出河原862
ゴルフドゥ！福岡有田店	福岡県福岡市早良区有田6丁目26-3
ゴルフドゥ！春日店	福岡県春日市春日4丁目86
ゴルフドゥ！佐賀北店	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬字坪上古川718番1
ゴルフドゥ！熊本南店	熊本県熊本市南区御幸笛田2丁目12番1号
ゴルフドゥ！菊陽バイパス店	熊本県菊池郡菊陽町津久礼158-12
ゴルフドゥ！東大分店	大分県大分市牧3丁目1番1号
ゴルフドゥ！買取センター	埼玉県さいたま市浦和区領家四丁目1番2号
シューラールイオン栃木店	栃木県栃木市箱森町37-9
西日本営業所	兵庫県三田市大原213番1
物流センター	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目174番地14

(注) 2022年4月16日付でゴルフドゥ！NEXTさいたま三室店を開店いたしました。

(2) 子会社

国 内	スクエアツウ・ジャパン株式会社	(埼玉県さいたま市)
海 外	The Golf Exchange, Inc.	(米国カリフォルニア州)

7. 使用人の状況（2023年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
直営事業	98 (143) 名	8名減 (16名増)
フランチャイズ事業	4 (0) 名	増減なし (増減なし)
営業販売事業	16 (12) 名	1名減 (増減なし)
アパレル事業	2 (3) 名	増減なし (1名減)
全社 (共通)	13 (3) 名	4名増 (増減なし)
合計	133 (161) 名	5名減 (15名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 管理部門に所属している使用人は事業区分に該当しないため、全社 (共通) として記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120 (159) 名	4名減 (15名増)	38.3歳	8年0ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。) であり、パート及び嘱託社員は () に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢は小数点第2位以下を切り捨てております。

8. 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	370,230
株式会社商工組合中央金庫	266,334
株式会社武蔵野銀行	179,996
株式会社足利銀行	163,304
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社常陽銀行	86,672
株式会社徳島大正銀行	80,008
飯能信用金庫	50,000
川口信用金庫	18,080
株式会社大東銀行	13,130

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式総数 2,605,642株
- (3) 株主数 3,918名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
松 田 芳 久	836,400	33.37
佐 藤 智 之	170,500	6.80
伊 東 龍 也	150,200	5.99
楠 木 哲 也	120,500	4.80
若 杉 精 三 郎	27,000	1.07
フ ォ ー ク 株 式 会 社	26,400	1.05
今 井 み き	26,000	1.03
和 氣 由 泰	23,700	0.94
上 遠 野 俊 一	22,500	0.89
株式会社アクシスパートナーズ	21,600	0.86

- (注) 1. 当社は自己株式を99,200株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①2021年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権

(第7回新株予約権)

●新株予約権の数

1,696個 (当社役員として1,308個)

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 169,600株 (新株予約権1個につき100株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 1円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 51,500円 (1株当たり515円)

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ.記載の資本金等増加限度額から、上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2023年7月1日から2025年6月30日 (但し、2025年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日) まで

●新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、2022年3月期及び2023年3月期までの各事業年度における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益の合計額が470百万円を超過且つ2022年3月期および2023年3月期の店舗買取額の合計額が2,800百万円超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

ロ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ハ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ホ. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

●当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	1,210個	121,000株	2名
取締役 (監査等委員)	98個	9,800株	3名 (社外取締役2名含む)

②2021年7月26日開催の取締役会決議による新株予約権

(第8回新株予約権)

●新株予約権の数

400個

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 51,100円 (1株当たり511円)

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から、上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2022年4月1日から2031年8月9日(但し、2031年8月9日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで

●新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権者は、上記の新株予約権を行使することができる期間において、当社取締役（監査等委員ではない。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ハ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ニ. 本新株予約権の一部行使はできない。
- ホ. 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （監査等委員を除く）	400個	40,000株	1名

③2022年2月28日開催の取締役会決議による新株予約権

(第9回新株予約権)

●新株予約権の数

838個 (当社役員として691個)

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 83,800株 (新株予約権1個につき100株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 613円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 38,600円 (1株当たり386円)

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ.記載の資本金等増加限度額から、上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2023年7月1日から2027年6月30日まで (但し、2027年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日) まで

●新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、2023年3月期における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益額が300百万円を超過、且つ2023年3月期の店舗買取額が1,650百万円超過、且つ2023年3月期の自社サイト販売金額が1,300百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

- ロ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ハ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	669個	66,900株	2名
取締役 (監査等委員)	22個	2,200株	3名 (社外取締役2名含む)

④2022年5月19日開催の取締役会決議による新株予約権

(第10回新株予約権)

●新株予約権の数

250個

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 25,000株 (新株予約権1個につき100株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 36,087円 (1株当たり360.87円)

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から、上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2023年4月1日から2032年6月5日(但し、2032年6月5日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで

●新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権者は、上記の新株予約権を行使することができる期間において、当社取締役（監査等委員ではない。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。
 - ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
 - ハ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ニ. 本新株予約権の一部行使はできない。
- ホ. 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	250個	25,000株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年 3月31日 現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	松 田 芳 久	スクエアツウ・ジヤパン株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	佐 久 間 功	スクエアツウ・ジヤパン株式会社 取締役 The Golf Exchange, Inc. 取締役
取 締 役	島 田 知 子	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 ^{パトナー} ベース株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (常勤監査等委員)	小 澤 幸 乃	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	志 村 孝 典	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	安 野 憲 起	司法書士まめの木事務所 代表

- (注) 1. 取締役 島田知子氏並びに監査等委員である取締役 志村孝典氏及び安野憲起氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 島田知子氏並びに監査等委員である取締役 志村孝典氏及び安野憲起氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 取締役 島田知子氏及び監査等委員である取締役 安野憲起氏は、以下のとおり、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 島田知子氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・監査等委員である取締役 安野憲起氏は、司法書士の資格を有しております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、小澤幸乃氏を2021年10月1日付で常勤の監査等委員として選定しております。
5. 本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 安野憲起氏は任期満了により退任となります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 島田知子氏並びに監査等委員である取締役 小澤幸乃氏、志村孝典氏及び安野憲起氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役並びにそれらの相続人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者は職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日及び5月20日開催の取締役会において、役員報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

A. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、金銭報酬と自社株報酬で構成されるものとし、当社の中長期的な成長と企業価値の増大を目指すにあたって、各事業年度における業績の向上を図るうえでインセンティブとして有効に機能し、業績拡大のコミットメントを高めることを目的とする。また、その決定プロセスの妥当性及び客観性を確保するものとし、個々の取締役の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本として決定する。金銭報酬については、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、固定報酬としての基本報酬とし、自社株報酬については業績連動型ストックオプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションを基本とする。なお、当社は本決定方針制定時点において、業績連動型ストックオプションを導入していないが、今後、以下の方針を基に、業績連動型ストックオプションの導入の検討を行うものとする。

B. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月額固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社業績等を考慮しながら総合的に勘案し、取締役会において決定するものとする。

- C. 自社株報酬の内容及び額もしくは数又はその算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
自社株報酬は、業績連動型ストックオプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションとする。業績連動型ストックオプションの算定に際しては、役位に応じて設定した付与数につき、あらかじめ定める利益目標の達成で新株予約権を行使できるものとする。株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションは、株主総会で決議がなされた範囲内で、前記B.の事項を総合的に勘案した上で付与し、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- D. 基本報酬の額又は自社株報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社の業績状況等を総合的に勘案して設定するものとする。
- E. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項
- a. 委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当
当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容については、2022年6月25日開催の取締役会において、当社代表取締役会長である松田芳久氏の決定に一任しております。
 - b. 委任権限の内容
代表取締役会長は、取締役の個人別の報酬の額を決定するにあたり、取締役の職責、経営指標に関する数値目標に対する達成度、非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度及び当社の業績状況等を総合的に勘案し、基本報酬の金額を決定しております。
 - c. 委任理由
各取締役の担当業務に広く関与でき、当社の業績状況を俯瞰的に判断できる立場にあることから、代表取締役会長に委任しております。
 - d. 権限の適切な行使のための措置の内容
代表取締役会長は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役と決定プロセスの確認及び意見交換を行い、かつその意見を踏まえ決定しております。以上のことから、取締役会は代表取締役会長による取締役の個人別の報酬等の内容は、決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

当社の監査等委員である取締役の報酬は金銭報酬とし、個人別の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。金銭報酬は、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、月額固定報酬を基本報酬とする。基本報酬の金額は、業務執行に対する監査の実効性確保を最重要視し、独立した立場である監査等委員としての職責、非財務的な観点での経営に対する監督面から総合的に勘案し、監査等委員会において決定するものとする。なお、監査等委員の個別の報酬等の決定は、監査等委員の全員の同意を要するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	48,921 (1,350)	39,900 (1,350)	— (—)	9,021 (—)	3 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	6,000 (2,400)	6,000 (2,400)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	54,921 (3,750)	45,900 (3,750)	— (—)	9,021 (—)	6 (3)

- (注) 1. 2022年6月25日開催の第35期定時株主総会において決議された、取締役（監査等委員であるものを除く。）の役員報酬額（基本報酬）は年額3億円以内（うち社外取締役年額2,000万円以内）です（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち社外取締役1名）です。なお、定款が定める取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は6名以内です。
2. 2015年6月26日開催の第28期定時株主総会において決議された、監査等委員である取締役の役員報酬額（基本報酬）は年額2,000万円以内です。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）です。なお、定款が定める監査等委員である取締役の員数は3名以上です。
3. 2022年6月25日開催の第35期定時株主総会において決議された株式報酬額は、基本報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する報酬等として年額1億5,000万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものです。また、新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める旨のご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は、2名です。
- 当該株式報酬型ストックオプションの内容及びその交付状況は、2. 新株予約権等の状況 19～20頁及び23～24頁に記載のとおりです。
4. 当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対して、賞与は支給していません。
5. 当社役員には、連結報酬等（連結子会社の役員としての報酬等を含む。）の総額が1億円以上である者はおりません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役 島田知子氏は、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所のパートナー及びベース株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員） 安野憲起氏は、司法書士まめの木事務所代表であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 島田知子	2022年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会における妥当性・適正性の確保、コンプライアンス及びリスク管理に関する的確な助言・提言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 志村孝典	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に、また、監査等委員会14回のうち12回に出席いたしました。当社における長年の社外監査役及び監査等委員である社外取締役としての見地から意見を述べるなど、取締役会における妥当性・適正性の確保、業務執行に対する監督、的確な提言を行っております。また、監査等委員会において、監査機能に関する発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 安野憲起	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。司法書士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会における妥当性・適正性の確保、業務執行に対する監督、的確な提言を行っております。また、監査等委員会において、コンプライアンスに関する発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 監査法人和宏事務所

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人和宏事務所は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針

(2023年5月12日改定)

(1) 当社並びに当グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社並びに当グループ各社は取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び心得を定め、遵守させる。
- ② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
- ③ 当社並びに当グループ各社の使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
- ④ 当社は内部監査室を置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」並びに「個人情報保護基本規程」に基づき各部門の業務監査・制度並びに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- ⑤ 当社並びに当グループ各社は違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。
- ⑥ 当社並びに当グループ各社の取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
- ⑦ 当社は監査等委員会設置会社である。各監査等委員は監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

(2) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社並びに当グループ各社は取締役の職務執行に関する情報を文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
- ② 当社内部監査室は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。

(3) 当社並びに当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役会は事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ② 全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社並びに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定に当たり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- ③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- ④ 当社内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

(4) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- ② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- ③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

(5) 財務報告に係る適正性を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

(6) 当社並びに当グループ各社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。
- ② グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。
- ③ グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。
- ④ 当社内部監査室は、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の意見を十分に考慮した上で、監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する。

(8) 前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前項の監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

(9) 当社の監査等委員会の当基本方針第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないこととする。

(10) その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社内部監査室は、実施した監査の結果等を報告する。

- ② 当社並びに当グループ各社の取締役、従業員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
取締役、従業員及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。

(11) 前項の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った取締役、従業員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに当グループ各社の取締役及び従業員に周知徹底する。

(12) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
- ② 監査等委員会は、当社内部監査室と十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
- ③ 監査等委員は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報を入手できることを保証する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
- ② グループ各社の従業員ハンドブックの行動規範・指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。
- ③ 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者又は関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。
- ④ 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

(15) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当グループ各社の内部統制システムの整備及び運用状況を内部監査部門が確認調査しております。確認調査の結果、判明した問題点につきましては、是正処置を行い適切な内部統制システムの運用に努めております。

コンプライアンスにおいては、会社理念、経営方針、行動規範・指針の認識統一を図っております。なお、法令違反や不正行為の未然防止、早期発見を図るため、社外取締役、監査等委員である社外取締役及び経営管理本部長を窓口とした内部通報制度「ヘルプライン」を整備しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,501,812	流 動 負 債	1,579,446
現金及び預金	655,352	買掛金	417,652
売掛金	261,413	短期借入金	600,000
商品	1,524,041	1年内償還予定の社債	20,000
短期貸付金	5,948	1年内返済予定の長期借入金	196,659
未収還付法人税等	374	未払法人税等	69,799
その他	55,179	賞与引当金	29,892
貸倒引当金	△ 497	ポイント引当金	35,597
固 定 資 産	789,149	株主優待引当金	13,460
有 形 固 定 資 産	291,018	その他	196,384
建物及び構築物	228,247	固 定 負 債	867,501
工具器具備品	33,771	長期借入金	562,654
建設仮勘定	5,746	退職給付に係る負債	163,137
その他	23,252	資産除去債務	87,175
無 形 固 定 資 産	181,457	その他	54,534
ソフトウェア	61,165	負 債 合 計	2,446,947
ソフトウェア仮勘定	101,972	純 資 産 の 部	
のれん	15,728	株 主 資 本	739,750
その他	2,590	資本金	515,838
投資その他の資産	316,673	資本剰余金	169,240
投資有価証券	19,872	利益剰余金	152,879
長期貸付金	33,441	自己株式	△ 98,208
敷金及び保証金	175,269	その他の包括利益累計額	74,526
繰延税金資産	55,717	その他有価証券評価差額金	4,619
その他	34,969	為替換算調整勘定	69,907
貸倒引当金	△ 2,595	新 株 予 約 権	29,977
繰 延 資 産	240	純 資 産 合 計	844,254
社債発行費	240	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,291,202
資 産 合 計	3,291,202		

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,058,108
売 上 原 価		3,815,814
売 上 総 利 益		2,242,293
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,157,613
営 業 利 益		84,680
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,328	
受 取 手 数 料	5,888	
為 替 差 益	1,463	
助 成 金 収 入	4,814	
そ の 他	3,725	18,219
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,358	
そ の 他	881	13,239
経 常 利 益		89,660
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,838	1,838
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		87,822
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	61,686	
法 人 税 等 調 整 額	△ 15,103	46,582
当 期 純 利 益		41,239
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		41,239

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	515,838	169,240	124,171	△ 98,208	711,042
当期変動額					
剰余金の配当			△ 12,532		△ 12,532
親会社株主に帰属する 当期純利益			41,239		41,239
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	28,707	－	28,707
当期末残高	515,838	169,240	152,879	△ 98,208	739,750

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	△ 1,741	52,957	51,215	27,511	789,769
当期変動額					
剰余金の配当					△ 12,532
親会社株主に帰属する 当期純利益					41,239
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	6,361	16,950	23,311	2,466	25,777
当期変動額合計	6,361	16,950	23,311	2,466	54,484
当期末残高	4,619	69,907	74,526	29,977	844,254

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,085,479	流 動 負 債	1,451,561
現金及び預金	505,325	買掛金	320,373
売掛金	174,489	短期借入金	600,000
商品	1,314,510	1年内償還予定の社債	20,000
その他	91,154	1年内返済予定の長期借入金	192,622
固 定 資 産	947,266	未払法人税等	68,633
有 形 固 定 資 産	264,403	賞与引当金	26,199
建物	210,166	ポイント引当金	35,366
その他	54,237	株主優待引当金	13,460
無 形 固 定 資 産	181,457	その他	174,905
ソフトウェア	61,165	固 定 負 債	827,665
ソフトウェア仮勘定	101,972	長期借入金	535,132
のれん	15,728	退職給付引当金	161,908
その他	2,590	資産除去債務	84,825
投資その他の資産	501,405	その他	45,800
関係会社株式	214,856	負 債 合 計	2,279,227
敷金及び保証金	172,599	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	48,133	株 主 資 本	723,781
その他	66,242	資本金	515,838
貸倒引当金	△ 427	資本剰余金	169,240
繰 延 資 産	240	資本準備金	9,717
社債発行費	240	その他資本剰余金	159,523
		利益剰余金	136,910
		利益準備金	1,253
		その他利益剰余金	135,657
		繰越利益剰余金	135,657
		自己株式	△ 98,208
		新株予約権	29,977
		純 資 産 合 計	753,759
資 産 合 計	3,032,986	負債・純資産合計	3,032,986

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

売 上 高		4,910,196
売 上 原 価		2,888,193
売 上 総 利 益		2,022,003
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,940,536
営 業 利 益		81,466
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,872	
受 取 手 数 料	43,749	
助 成 金 収 入	2,938	
そ の 他	2,817	51,377
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,361	
為 替 差 損	484	
そ の 他	819	12,665
経 常 利 益		120,178
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,838	1,838
税 引 前 当 期 純 利 益		118,340
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	57,529	
法 人 税 等 調 整 額	△13,285	44,243
当 期 純 利 益		74,097

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	515,838	9,717	159,523	169,240	—	75,345	75,345
当期変動額							
剰余金の配当						△ 12,532	△ 12,532
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立					1,253	△ 1,253	—
当期純利益						74,097	74,097
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	1,253	60,311	61,565
当期末残高	515,838	9,717	159,523	169,240	1,253	135,657	136,910

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△ 98,208	662,216	27,511	689,728
当期変動額				
剰余金の配当		△ 12,532		△ 12,532
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		—		—
当期純利益		74,097		74,097
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	2,466	2,466
当期変動額合計	—	61,565	2,466	64,031
当期末残高	△ 98,208	723,781	29,977	753,759

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人和宏事務所
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人和宏事務所
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾
業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社ゴルフ・ドゥ 監査等委員会

常勤監査等委員 小 澤 幸 乃 ㊟

監 査 等 委 員 志 村 孝 典 ㊟

監 査 等 委 員 安 野 憲 起 ㊟

(注) 監査等委員 志村孝典及び安野憲起は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額25,064,420円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会からは、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
1	まつだ よしひさ 松田 芳久 (1958年8月21日生)	1986年11月 有限会社ボックスグループ 代表取締役 1987年9月 有限会社プラスワン代表取締役 1989年2月 有限会社ボックスグループを 株式会社へ改組、代表取締役 1996年9月 スタアダイレクト株式会社取締役 2000年4月 有限会社プラスワンを 株式会社ゴルフ・ドゥへ改組、 代表取締役 2005年4月 当社取締役会長 2010年5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社 取締役 2015年10月 株式会社サワン代表取締役 2021年4月 当社代表取締役会長（現任） スクエアツウ・ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) スクエアツウ・ジャパン株式会社代表取締役社長	836,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社設立以来の豊富な業務経験と経営全般に関する知識を有するとともに、当社取締役として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社の成長に貢献してまいりました。その実績と経験から、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
2	さくま いさお 佐久間 功 (1974年12月16日生)	2000年6月 株式会社アサヒトレーディング入社 2002年6月 当社入社 2007年2月 当社直営事業本部長 2013年4月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役 スクエアツウ・ジャパン株式会社 取締役(現任) 2021年4月 当社代表取締役社長(現任) The Golf Exchange, Inc. 取締役(現任) (重要な兼職の状況) スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役 The Golf Exchange, Inc. 取締役	13,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業活動に関する豊富な経験と幅広い知識を有し、長年にわたり直営事業において当社の成長に貢献するとともに、第35期からは代表取締役社長として当社を牽引してまいりました。その実績と経験から、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	しまだちこ 島田知子 (1974年8月24日生)	2000年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 森綜合法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所) 入所 2007年1月 内閣官房司法制度改革推進室任官 2009年9月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所入所 2010年1月 同事務所パートナー(現任) 2022年3月 ベース株式会社社外取締役 [監査等委員](現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所パートナー ベース株式会社社外取締役(監査等委員)	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士資格を有し、特にコンプライアンス・リスク管理の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の経営に関する決定について関与いただくことを期待したためであります。 なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 島田知子氏は社外取締役候補者であり、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。また、当社は、同氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 候補者である松田芳久氏は、2021年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権（第7回新株予約権）、2021年7月26日開催の取締役会決議による新株予約権（第8回新株予約権）、2022年2月28日開催の取締役会決議による新株予約権（第9回新株予約権）及び2022年5月19日開催の取締役会決議による新株予約権（第10回新株予約権）を保有しております。また、候補者である佐久間功氏は、2021年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権（第7回新株予約権）及び2022年2月28日開催の取締役会決議による新株予約権（第9回新株予約権）を保有しており、両氏合計で2,529個（252,900株）保有しております。本新株予約権につきましては、本第36期定時株主総会招集ご通知の事業報告 II. 会社の現況 2. 新株予約権等の状況をご参照ください。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が当該保険契約によって填補されることとなります（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、島田知子氏と、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おぎわゆきの乃 小澤幸乃 (1955年4月25日生)	1986年11月 有限会社ボックスグループ入社 1993年12月 株式会社ボックスグループ取締役 2000年4月 当社取締役 2000年9月 当社常勤監査役 2015年6月 当社取締役 [監査等委員] 2021年10月 当社取締役 [常勤監査等委員] (現任)	12,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 同氏を取締役候補者とした理由は、当社において常勤監査役及び監査等委員である取締役として、加えて監査等委員会設置会社移行時からの監査等委員会委員長として監査活動に関する豊富な経験と知見を有し、長年にわたり当社の成長に貢献してまいりました。その実績と経験から、引き続き監査等委員である取締役候補者としたしました。</p>		
2	しむらたかのり 志村孝典 (1959年2月19日生)	1988年9月 株式会社水上三洋商会入社 2000年9月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役 [監査等委員] (現任)	7,800株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏を社外取締役候補者とした理由は、当社において長年にわたる監査役及び監査等委員である取締役の経験と知見が、当社の取締役会の実効性向上及び業務執行に対する監督、助言等に資するものと期待したためであります。 また、同氏が選任された場合は、監査機能の強化・充実に関し独立した立場から関与していただく予定です。 なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
3	にし の ひで あき 西 野 秀 明 (1979年8月8日生) 【新任】	2007年4月 太陽誘電株式会社入社 2015年7月 司法書士まめの木事務所開業、 代表(現任) (重要な兼職の状況) 司法書士まめの木事務所代表	—
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏を社外取締役候補者とした理由は、司法書士として法務に関する相当程度の知見を有しており、司法書士事務所の代表としても、数多くの企業の法務について経験を有していることから、法務について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、法務・コンプライアンスに関し独立した立場から関与していただく予定です。</p> <p>なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 志村孝典氏は、社外取締役候補者であり、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって8年です。なお、同氏は過去に当社の業務執行者でない役員(社外監査役)でありました。また、当社は、同氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定です。
3. 西野秀明氏は新任の社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、名古屋証券取引所が定める独立役員となる予定です。
4. 候補者である小澤幸乃氏及び志村孝典氏は、2021年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権(第7回新株予約権)及び2022年2月28日開催の取締役会決議による新株予約権(第9回新株予約権)を、両氏合計で85個(8,500株)保有しております。本新株予約権につきましては、本第36期定時株主総会招集ご通知の事業報告 II. 会社の現況 2. 新株予約権等の状況をご参照ください。
5. 当社は、小澤幸乃氏及び志村孝典氏と、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合は、両氏と当該契約を継続し、西野秀明氏が監査等委員である取締役に就任した場合は当該契約を締結する予定ではありません。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が当該保険契約によって填補されることとなります(ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く)。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
えん どう けい こ 遠 藤 恵 子 (1965年7月24日生)	2002年10月 司法書士遠藤事務所開設 代表(現任) 2007年5月 埼玉司法書士会理事 2015年5月 埼玉司法書士会綱紀調査委員(現任) (重要な兼職の状況) 司法書士遠藤事務所代表 埼玉司法書士会綱紀調査委員	—
<p>【補欠の社外取締役候補者とした理由及び役割の概要】</p> <p>同氏を補欠の社外取締役候補者とする理由は、司法書士としての知見と経験を有し、司法書士事務所の代表としても、数多くの企業の法務について経験を有していることから、その専門的見地が当社の監査体制に有用と考えたためであります。また、同氏が選任された場合は、法務・コンプライアンスに関し独立した立場から関与していただく予定です。</p> <p>なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 遠藤恵子氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、遠藤恵子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が当該保険契約によって填補されることとなります(ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く。)。遠藤恵子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番
ザ マーク グランド ホテル (旧ラフレさいたま)
4F THE MARK ROOM (ザ・マークルーム)
TEL：048-601-1111 (代表)



J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約10分
J R 埼京線「北与野駅」下車 徒歩約15分
J R 東日本の各種新幹線をご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。

本総会は、ご出席いただいた株主様への「お土産」はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。